

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局水環境課長 森北佳昭 電話番号:03-3581-3351
評価実施時期	平成22年2月23日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目 的	事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。
内 容	事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、水質汚濁防止法第2条第2項第2号に定める生活環境項目に係る水の排出を追加するとともに、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものを製造等する施設を設置する工場等の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における措置を義務付けるものとする。
関連条項	水質汚濁防止法第14条の2
必要性	水質汚濁事故は、近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質等は多岐にわたっている。一方、現在の事故時の措置の対象は、特定事業場からの有害物質又は油の流出事故及び貯油事業場等からの油の流出事故のみであり、現実に発生している水質汚濁事故と比して、対象が限定的である。このため、事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出等を追加する必要がある。
費 用	
遵守費用	排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用
行政費用	新たな負担は発生しない
その他の費用	新たな負担は発生しない
便 益	有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

想定される代替案		
代替案①	今回新たに追加する物質等に関する事故時の措置について、行政指導等を行う。	
	費 用	
	遵守費用	排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用
	行政費用	新たな負担は発生しない
	その他の費用	新たな負担は発生しない
	便 益	代替案のみでは、事業者が事故時の措置を講ずることを担保することはできない。

環境01

政策評価の結果(費用と便益の関系の分析等)

費用:通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに追加された物質等について事故が起こった際には、事業者に対して応急措置のための費用負担が発生する。事故の際の都道府県への届出については、現行法の運用においても、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出及び都道府県による届出受理の事務に係る負担はごくわずかであると考えられる。

便益:代替案に比べ、有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

有識者の見解その他の関連事項

「水質汚濁防止法」においては、特定事業場又は貯油事業場等の設置者に対し、事故の発生により、有害物質(排水規制の対象となっている人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質)又は油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等を地方自治体に届け出ることを義務づけている。

しかし、近年、河川・水路等で発見される水質事故(水質異常等)の件数が増加しており、現行制度において事故時の措置の対象となっていない物質や施設でも、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがある物質について、それらの物質を使用する施設等に係る事故が発生している。水質事故に対する迅速な対応を推進するとともに適正に事故原因を究明し再発防止を図るため、事業場における事故について「水質汚濁防止法」の事故時の措置の対象物質・施設を拡大することが必要である。 (「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」(平成22年1月中央環境審議会答申))

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
政策の名称		大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し	
担当部局・評価者		環境省水・大気環境局大気環境課長 山本 光昭 電話番号:03-3581-3351	
評価実施時期		平成22年2月23日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		継続的な排出基準の不適合事案に対して、適切に対応する。	
内 容		改善命令等の発動要件のうち「その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」を削除し、「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合」に改善命令等を発することができることとする。	
	関連条項	大気汚染防止法第14条第1項及び第3項	
必要性		これまでのばい煙発生施設に対する諸規制により、排出基準又は総量規制基準違反が生じて、直ちに一般環境大気測定局における測定により大気の汚染に係る環境基準が不適合となる事態は生じにくくなったものの、排出基準等の継続的な不適合により、ばい煙発生施設周辺の住民の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある。 近年、排出基準の継続的な不適合事案が相次いで発覚し、このような事案に対して適切に対応をするため、改善命令等の発動要件を見直す必要がある。	
費 用			
	遵守費用	新たな負担は発生しない	
	行政費用	新たな負担は発生しない	
	その他の費用	新たな負担は発生しない	
便 益		継続して排出基準不適合の事態が生ずるおそれがある場合、都道府県等が改善命令等を発動することが可能となり、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	
想定される代替案			
代替案①	ばい煙量等が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合の行政指導を更に積極的に進める。		
	費 用		
	遵守費用	新たな負担は発生しない	
	行政費用	新たな負担は発生しない	
	その他の費用	新たな負担は発生しない	
	便 益		
代替案のみでは、ばい煙排出者の排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保することはできない。			

環境02

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現行の大気汚染防止法に基づく排出基準をこれまでどおり遵守していれば、改善命令等の対象となることはないため、規制のために新たに費用が発生することはない。

便益:代替案に比べ、改善命令等により排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保できるため、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

有識者の見解その他の関連事項

・「大気汚染防止法」においては、ばい煙を排出する者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるときに、ばい煙発生施設に係るばい煙の処理方法の改善等を命ずることができるとされている。

しかし、排出基準を継続して超過する事案が発生した場合に、地域住民の安全・安心・信頼を確保する上で地方自治体による共通の判断基準に基づく機動的な対応が可能となるよう、この発動要件を、ばい煙を排出する者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合とすることを検討する必要がある。（「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」（平成22年1月 中央環境審議会答申））

・兵庫県からも、ばい煙量やばい煙濃度が排出基準に適合しないばい煙を排出するばい煙排出者に対して都道府県知事が改善命令等を発令できるようにしてほしいとの要望が提出されている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
政策の名称		ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設	
担当部局・評価者		環境省 水・大気環境局 大気環境課長 山本光昭 水環境課長 森北佳昭 電話番号:03-3581-3351	
評価実施時期		平成22年2月23日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		ばい煙量等の測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を図る。	
内 容		ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を設けることとする。	
	関連条項	大気汚染防止法第16条及び第35条、水質汚濁防止法第14条第1項及び第2項並びに第33条第3号	
必要性		昨今、大企業も含めた一部の事業者において、ばい煙量等の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなっている。このような改ざん等がなされた場合、都道府県等が定期的に立入検査を行っても、排出基準に適合しない排出があった事実を把握することができず、改善命令等の必要な措置を講ずる機会を逸し、ひいては、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれを引き起こすことになりかねない。このため、当該測定結果の記録義務に罰則を設ける必要がある。	
費 用			
	遵守費用	新たな負担は発生しない	
	行政費用	新たな負担は発生しない	
	その他の費用	新たな負担は発生しない	
便 益		測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することにより、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	

想定される代替案		
代替案①	適正な記録を行うべき旨の行政指導を更に積極的に進める。	
	費 用	
	遵守費用	新たな負担は発生しない
	行政費用	新たな負担は発生しない
	その他の費用	新たな負担は発生しない
	便 益	代替案のみでは、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することはできない。

環境03

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現行の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法においてもばい煙量等の測定結果の記録義務が課せられており、引き続き適切に記録・保存すれば罰則を科せられることはないため、費用が新たに発生することはない。

便益:代替案や罰則を設けない場合に比べ、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行が担保されるため、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。

有識者の見解その他の関連事項

昨今、一部の事業者により排出測定データの改ざん事案が発生したところであり、これにかんがみるに、排出測定データの記録の確実な収集・管理と信頼性の確保を担保するため、意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対し罰則を設け、記録の一層の励行及び改ざんに対する抑止力の発揮を図ることが必要である。また、測定・記録義務を実効あるものとするため、地方自治体による立入検査等の効果的な実施を促進する必要がある。(「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」(平成22年1月中央環境審議会答申))

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律		
政策の名称	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出		
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的	廃棄物の不適正処理の温床となっている産業廃棄物の保管が行われている場所を把握し、生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図る。		
内 容	排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。		
	関連条項	第12条第3項及び第4項、第12条の2第3項及び第4項	
必要性	現在、産業廃棄物の不法投棄の約半数は排出事業者によるものとなっている。また、排出事業者が自ら行う処理については都道府県知事の許可等の事前手続が不要となっており、都道府県知事が当該産業廃棄物の保管場所を把握することができないことから、不適正保管が大規模な事案となるまで発覚しにくく、生活環境保全上の支障を未然に防止できないばかりか支障の拡大を招いている。これらの未然防止を確実にするため、事業者が産業廃棄物の保管を自ら行う場合の保管場所を行政が事前に把握することが必要である。		
費 用			
	遵守費用	排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときに届出を行うコストが生じる。	
	行政費用	都道府県において届出の確認を行うコストが生じる。	
	その他の費用	特になし。	
便 益	不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止することができる。また、都道府県が産業廃棄物の保管場所を把握するためのパトロールを行う負担が軽減される。		

環境04

想定される代替案

代替案①	行政のパトロール強化によって廃棄物の保管場所を把握する。	
	費 用	
	遵守費用	特になし。
	行政費用	産業廃棄物の保管されている場所がないか、都道府県の区域内をあまねくパトロールを行う必要が生じ、膨大な行政コストが発生する。
	その他の費用	特になし。
便 益		産業廃棄物の保管場所が把握できる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

産業廃棄物の不法投棄の半数を占める排出事業者による不法投棄について把握する方法としては、行政側がパトロールを行うことにより保管場所を把握し又は不適正保管化した後に住民の通報により把握するしかなく、支障の拡大を招いている。そのような不適正保管化した事案の支障の除去に対し膨大な公費を投入している現状から考えると、事前に産業廃棄物の保管場所を把握する仕組みを構築することが不可欠であるが、行政コストの上でも、また、保管場所を確実に把握する上でも、行政側のパトロールの強化で対応するよりも、産業廃棄物の保管に対し届出を義務付けることが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「排出事業者が自ら廃棄物を保管する場合、現行法では都道府県等は網羅的に把握することができず、外観上不適正な状態が発覚してから事後的対応をとることとなる。不適正な状態の拡大を防止するには、廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるようにすることが必要であり、排出事業者自らが排出事業所の外部に搬出して保管するなどの場合には、届出制等を設けてその保管場所をあらかじめ都道府県等が把握するべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律		
政策の名称	産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の強化		
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的	保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、送付を受けたマニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実にを行うことを可能とし、適正な処理を確保するとともに生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図る。		
内 容	マニフェストを交付した者に対し、交付したマニフェストの写しを一定期間保存することを義務付ける。		
関連条項	第12条の3第2項		
必要性	現行法においては、排出事業者等が自ら交付したマニフェストの写しの保存は義務付けていないが、排出事業者等が法律で義務付けられている委託先から送付を受けたマニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うには、排出事業者等が処理を委託した際に交付したマニフェストの写しが不可欠であるため、マニフェストを交付した排出事業者等にそのマニフェストの写しの保存を義務付けることが必要である。		
費 用			
遵守費用	排出事業者はその交付したマニフェストの写しを保管する必要がある。なお、これまでも施行規則で保存が義務付けられており、新たに法律で保存義務を設けても、排出事業者等における負担は増加しない。		
行政費用	特になし。		
その他の費用	特になし。		
便 益	保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、マニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことが可能になり、適正な処理の確保と生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図ることができる。		

想定される代替案

代替案①	電子マニフェストの使用義務付け	
	費 用	
	遵守費用	排出事業者、収集運搬業者、最終処分業者と処理に関わるすべての主体において、電子計算機と電子情報処理組織の整備・利用が必要になり、莫大なコストを要する。
	行政費用	電子マニフェストの処理件数が増え、情報処理センターの設備投資及び組織を拡充するためのコストが必要になる。
	その他の費用	特になし。
	便 益	交付したマニフェストに記載して保存すべき情報がすべて自動的に情報処理センターに保存される。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

排出事業者等が保存したマニフェストの写しとマニフェストの照合により、虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことができ、排出事業者責任の徹底とそれによる不適正処理の未然防止が期待できる。また、不適正処理が行われてしまった場合にも、都道府県知事が行う調査を簡易迅速に行うことが可能となる。零細業者にとって負担の大きい電子マニフェストの義務付けと比較しても、交付したマニフェストの写しの保存を義務付けることが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「紙マニフェストの場合には、排出事業者は、運搬又は処分の受託者から送付されたマニフェストの写しについては保存義務があるが、交付したマニフェストについては法律上の保存義務がなく、交付したマニフェストが保存されていなければそれぞれを照合して違反の有無の確認が困難であるため、まずは、排出事業者が交付したマニフェストの保存を義務付けるべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
政策の名称		産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け	
担当部局・評価者		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年2月16日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		受託者において適正な処理が困難な状況が発生した場合に、排出事業者がそれを速やかに把握し、適切な措置を講ずることによって、不適正処理の発生と拡大の未然防止を図る。	
内 容		産業廃棄物処理業者等に対し、適正な処理が困難となること等が認められる場合に当該処理の委託者(排出事業者)に対する通知及びその保存を義務付け、委託者は、当該通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならないこととする。	
	関連条項	第14条第13項及び第14条の4第13項	
必要性		産業廃棄物の処理の委託先において、故障や点検等による処理施設の稼働停止、行政処分による事業停止、最終処分場の埋立終了等が行われた場合に、その事実を排出事業者が迅速に把握し得る仕組みとなっておらず、処理の委託及び産業廃棄物の搬出が継続され不適正処理が拡大する事例が少なくない。 そのため、排出事業者が受託者の産業廃棄物の処理の状況を迅速に把握できるような仕組みが必要である。	
費 用			
	遵守費用	産業廃棄物処理業者等は、適正な処理が困難となること等が認められた場合には当該処理の委託者に対してその旨を通知するコスト及びその通知を保存するコストが必要となる。また、委託者は、当該通知を受けたときに、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、委託先の変更等の措置を講ずるためのコストが必要となる。	
	行政費用	特になし。	
	その他の費用	特になし。	
便 益		産業廃棄物の処理の委託先において、故障や点検等による処理施設の稼働停止、行政処分による事業停止、最終処分場の埋立終了等が行われた場合に、その事実を排出事業者が迅速に把握することによって、不適正処理の発生を防止できる。	

想定される代替案

代替案①	産業廃棄物処理業者において処理が困難な事由が生じた場合に都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事は得られた情報を公開する。	
	費 用	
	遵守費用	産業廃棄物処分業者は処理が困難な事由が生じた場合には都道府県知事に通報する負担が発生する。
	行政費用	通報を受けた場合にそれらの情報を公開するための行政コストが必要となる。
	その他の費用	特になし。
便 益		産業廃棄物の処理が適正に行い得ない状況となった場合には都道府県知事はそれを把握できる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

現在は、産業廃棄物の処理の委託先において処理が困難となる状況が発生した場合に、排出事業者がその事実を迅速に把握し得る仕組みとなっていないが、本通知の義務付けによって、その事実を排出事業者が迅速に把握できるようになり、処理が困難な状況で処理の委託及び産業廃棄物の搬出が継続され不適正処理が拡大するような事態を未然に防止することが可能となる。

また、同様の状況が生じた場合に逐一都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事が公表を行うという方法も考えられるが、このような手法は排出事業者がそれらの情報を得るという目的を達する上でも迂遠であるだけでなく、都道府県知事等の公表に要する行政コストの分だけ余計なコストが発生する。以上のことから、処理が困難な事由が生じた場合の通知義務付けを採用することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「行政処分を受けている産業廃棄物処理業者に対する委託が継続されることにより不適正処理が拡大することを防止するため、行政処分を受け処理を継続してはならない状況にある産業廃棄物処理業者は、委託者に対してその旨連絡することとするべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
政策の名称		廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け	
担当部局・評価者		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年2月16日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		施設の周辺住民を始めとする一般国民や排出事業者に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することを通じて、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭するとともに、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することができるようにする。	
内 容		廃棄物処理施設のうち焼却施設、最終処分場等の設置者は、当該施設に係る維持管理情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。	
	関連条項	第8条の3第2項及び第12条の2の3第2項	
必要性		周辺住民を始めとする一般国民の廃棄物処理施設に対する不安や忌避感を払拭するには、現行の第8条の4に基づく維持管理記録の閲覧だけでなく、施設設置者においてこれらの情報の公開を積極的に行っていくことが必要である。また、排出事業者が排出者としての責任を果たし、適正な処理を確保するためには、廃棄物の処理を委託するに当たって、適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択する必要があるが、その前提として、施設の維持管理に関する情報を簡易迅速に得られるようにする必要がある。	
費 用			
	遵守費用	廃棄物処理施設のうち焼却施設・最終処分場等の設置者は、当該施設の維持管理情報をインターネット等で公表する必要があり、インターネット接続費等の費用負担が生ずる(維持管理情報を記録・備え付けは現行法において既に義務付けられている。)	
	行政費用	特になし。	
	その他の費用	特になし。	
便 益		排出事業者は、廃棄物の処理の委託に際して重要な、廃棄物処理施設に関する情報を得ることができる。	

環境07

想定される代替案

代替案①	都道府県知事による廃棄物処理施設の維持管理情報の公開		
	費 用		
	遵守費用	廃棄物処理施設の設置者は、都道府県知事に対して維持管理情報を報告する必要があるため、報告書類を作成し送付する費用が生ずる。	
	行政費用	都道府県知事は、廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を把握し、それらの情報をインターネット等により公開する必要があるため、各事業者から報告を受けた情報を集計しインターネットにおいて公表する費用負担が生ずる。	
	その他の費用	特になし。	
便 益		廃棄物処理施設の設置者が公開するのと同様の便益がある。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

施設の周辺住民を始めとする一般国民に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することは、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭し、廃棄物の処理そのものに対する信頼を確保することに大いに資するものである。また、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することは、排出事業者責任の下で廃棄物の適正な処理を確保することに大いに資するものである。また、一般国民や排出事業者が廃棄物処理施設の維持管理情報を積極的に得られるようにするには、都道府県知事が廃棄物処理施設の維持管理情報を集め行政コストを投入して公開することよりも個別の施設設置者に公開させる方が事業者はインターネット接続費等の費用負担が生ずるものの行政コストの観点からも効率的であることから、廃棄物処理施設の設置者に対して維持管理情報の公開を義務付けることが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申において「廃棄物処理施設の設置に関するリスクコミュニケーションを図っていくという観点から、廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、申請者及び都道府県等は近隣市町村及び利害関係者から都道府県等に提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。また、廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないよう、定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
政策の名称		報告徴収及び立入検査の対象拡充	
担当部局・評価者		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年2月16日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		不適正処理に関与していた土地所有者等の関係者に対する報告徴収・立入検査と、不適正処理やその疑いのある行為の行為者その他の関係者が使用していた車両・船舶等に対する立入検査とを可能とすることにより、不適正処理の早期発見と責任追及を可能とする。	
内 容		都道府県知事による報告徴収を、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理を業とする者に加え、土地所有者等の関係者に対しても行うことを可能とするとともに、これらの者の事務所、事業場に加え、車両、船舶その他の場所に立入検査を行うことを可能とする。	
	関連条項	第18条及び第19条	
必要性		土地所有者等の関係者と共謀して不適正処理が行われるケースが見られるが、現行法では、都道府県知事はそうした関係者に対して報告徴収を行うことができない。また、廃棄物の収集運搬に用いられる車両、船舶等に立入検査を行うことができず、不適正処理の早期発見を進める上で支障が出ている。 このため、これらを報告徴収・立入検査の対象に追加する必要がある。	
費 用			
	遵守費用	そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、新たな負担が生じるものではない。	
	行政費用	必要な場合には報告徴収、立入検査を行う必要が生ずるため、そのための人件費の負担が生ずる。	
	その他の費用	特になし。	
便 益		土地所有者等の関係者が不適正処理に関与していた場合、又は不適正処理の行為者が車両・船舶等を使用していた場合に、それらの早期発見と責任追及が可能となる。	

想定される代替案		
代替案①	報告徴収及び立入検査以外の措置によって、不適正処理の防止及び取締りのために必要な情報を収集し検査することはできず、代替案は想定されない。	
	費 用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
土地所有者等の関係者が共謀して行う事例を含め、不適正処理の早期発見と責任追及が可能となる。また、そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、土地所有者等の関係者に新たな負担が生ずるものではない。 そのため、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、報告徴収及び立入検査の対象を拡充することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「不適正処理が行われた土地の所有者等の実行者及び関与者と疑われる者に対しては広く報告徴収を行えるようにするとともに、当該者の土地・車両・事務所・事業場等への立入検査を行うことなどにより、不適正処理に関与した者の責任を追及できるようにするべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律		
政策の名称	措置命令の対象拡充		
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的	廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集及び運搬並びに産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合には、それらの行為を行った者等に対し、当該支障の除去等を命ずることを可能にすることにより、支障の除去を行うとともに、支障の拡大を防止する。		
内 容	措置命令の対象に、一般廃棄物処理基準若しくは産業廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管を追加する。		
関連条項	第19条の4第1項、第19条の5第1項		
必要性	不法投棄は全体としては減少傾向にある一方で、廃棄物の収集運搬過程における積替保管や、排出事業者による保管が長期にわたるなど不適正に行われ生活環境保全上の支障を生ずるケースが問題として顕在化してきている。 現行法においては、廃棄物収集運搬業者が行う収集運搬やその過程で行う保管及び排出事業者自らが行う保管については、生活環境保全上の支障が生じ迅速な対応が必要な状況であっても、支障の除去等のために必要な措置(措置命令)を命ずることができない。また、当該収集運搬や保管を行っていた者が逃亡等した場合に都道府県知事が代執行を行うこともできない。そのため、これらの行為を措置命令の対象とする必要がある。		
費 用			
遵守費用	そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。		
行政費用	特になし。		
その他の費用	特になし。		
便 益	廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合に、公費の投入なしに、これらの行為の行為者等に対し支障の除去等を命ずることができる。これにより支障の除去と拡大の防止が可能となる。		

想定される代替案		
代替案①	廃棄物処理基準に適合しない収集若しくは運搬を行った者又は産業廃棄物保管基準に適合しない保管を行った者を処罰することとする。	
	費 用	
	遵守費用	これらの行為を行った者は処罰の対象となり、罰金刑又は禁固刑の刑に処せられるという負担が生ずる。
	行政費用	これらの行為を行った者を処罰する必要が生ずる。また、これらの行為によって生活環境保全上の支障が生じた場合には、行為者等が存在し、又は行為者等に資力がある場合でも、都道府県知事は当該支障の除去を公費を投入して自ら行う必要が生ずる。
	その他の費用	特になし。
	便 益	廃棄物処理基準に適合しない収集及び運搬若しくは産業廃棄物保管基準に適合しない保管を未然に防止できる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
都道府県知事は、収集運搬や保管に伴う不適正処理に対し、迅速に対応することが可能になる。また、これらの不適正処理の行為者が逃亡等した場合に、行政による代執行が可能になる。 また、そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては、措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。 また、これらの基準違反を直罰にする方法も考えられるが、廃棄物処理基準に違反した「処分」を行い生活環境保全上の支障が生じた場合についても、直罰の対象としておらず、措置命令により担保している。 以上のことから、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、措置命令の対象を拡充することは適当である。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「収集運搬(積替保管を含む。)や保管によって生じた生活環境保全上の支障等の除去等を行う必要があるにもかかわらず処分者等に除去する意思又は能力がない場合に迅速に対応できるよう、処理基準違反の収集運搬や保管基準違反の保管も措置命令の対象に含めるべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律		
政策の名称	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設		
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図る。		
内 容	一定の廃棄物処理施設の設置者は、当該施設について、一定期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならないこととする。		
	関連条項	第8条の2の2、第15条の2の2	
必要性	廃棄物処理施設については許可制度が採られており、施設の構造基準や維持管理基準に適合していなければならないが、許可の有効期限や更新手続がないため、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事等が定期的に確認する機会が設けられておらず、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止ができない場合がある。そのため、都道府県知事が一定の頻度で廃棄物処理施設の構造や維持管理をチェックする仕組みが必要である。		
費 用			
	遵守費用	一定の廃棄物処理施設の設置者は定期的に検査を受ける必要があるが、現在でも多くの施設が立入検査として実質的な検査を受けており、負担が増加するものではない。	
	行政費用	一定期間ごとに施設の構造基準等に関する適合検査を行う費用が発生する。ただし、対象施設は告示・縦覧が必要な廃棄物処理施設に限定されており、かつ、従来立入検査として多くの都道府県において行われてきた検査内容と同等のものを想定しており、新たに過大な負担を課すものではない。	
	その他の費用	特になし。	
便 益	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図ることができる。		

想定される代替案		
代替案①	廃棄物処理施設の設置許可制度において、許可に有効期限を設け更新制とする。	
	費 用	
	遵守費用	更新許可の申請において必要となる申請書類等の取得費用、更新許可手数料等の費用が発生し、上記より多くの事務的負担が生じる。
	行政費用	許可期限ごとの更新許可の審査を行う費用が必要となり、上記よりも多くの行政負担が生じる。
	その他の費用	特になし。
便 益		廃棄物処理施設設置許可の更新制とした場合、廃棄物処理施設の構造基準等の適合性等についてより確実な確認が行われることとなるが、設置者及び行政の双方に上記のとおり多くの負担が生じる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
廃棄物処理施設に対する住民の不信感はいまなお払拭されておらず、我が国の廃棄物を処理していく上での基幹設備として必要不可欠な廃棄物処理施設設置に対する信頼感を醸成していくことが急務である。このため、廃棄物処理施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図るため、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事等が定期的に確認する機会が必要であるが、許可更新制等を採ると設置者及び行政にとって多くの負担が発生する。ついては、都道府県知事が一定の頻度で廃棄物処理施設の構造や維持管理をチェックする仕組みとしては、定期検査を採ることが適当である。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないよう、定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
政策の名称		設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置	
担当部局・評価者		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年2月16日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場について適正な維持管理を行い、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底する。	
内 容		廃棄物最終処分場の設置許可の取消しがあった場合について、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し、許可の取消し等があった後も、廃止の確認を受けるまでの間はなお設置者とみなし、当該最終処分場の維持管理等を義務付ける。	
	関連条項	第9条の2の3、第15条の3の2	
必要性		最終処分場の設置許可が取り消された場合や設置許可を受けた者が解散又は死亡した場合には、当該処分場は埋立処分を行っていないと引き続き適正に維持管理されることが不可欠であるが、維持管理義務等を果たすべき者が法律上存在しなくなる。このため、環境汚染を生じうる最終処分場が近年急増しており、このような最終処分場について、なお適正に維持管理が行われるよう手当てをする必要がある。	
費 用			
	遵守費用	廃棄物処理施設の設置許可が取り消された場合であっても引き続き廃棄物最終処分場の維持管理を行う費用が発生するが、事前に積み立てられている維持管理積立金を取り戻すことを可能とするため、適正に維持管理積立金を積み立てている者であれば大きな追加的負担は発生しない。	
	行政費用	特になし。	
	その他の費用	特になし。	
便 益		廃棄物処最終処分場の維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図ることができる。	

環境11

想定される代替案		
代替案①	廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場の維持管理については、行政が行うこととする。	
	費 用	
	遵守費用	特になし。
	行政費用	廃棄物最終処分場の維持管理費用をすべて行政が負担する場合、長期にわたり多額の維持管理費用(例えば管理型最終処分場の場合、平均的に10年間で12億必要)が発生し、過度の行政負担となる。
	その他の費用	特になし。
	便 益	廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場の維持管理については、行政が行うこととした場合、廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなるが、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
廃棄物最終処分場がその設置許可を取り消される事例が近年相次いでおり、許可取消後の維持管理制度を整備することは急務である。維持管理を行政が行うこととすると、廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなる反面、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。このため、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し許可の取消し等があった後も当該最終処分場の維持管理等を義務付けることが適当である。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「最終処分場は埋立処分終了後も、都道府県等から廃止の確認を受けるまでは浸出液の処理等の維持管理が必要となる。このため、施設許可を取り消されたときや破産したとき等施設設置者が不在となった場合、許可が取り消された施設設置者及びその役員、破産管財人等に、管理する必要がある状態となるまで基準に従い継続的な管理を行う責任を負わせるべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
政策の名称		維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化	
担当部局・評価者		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年2月16日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		廃棄物最終処分場の長期的な維持管理に必要不可欠となる最終処分場維持管理積立金の積立てを確保し、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底する。	
内 容		最終処分場維持管理積立金の積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加する。	
	関連条項	第9条の2の2第2項、第15条の3第2項	
必要性		廃棄物最終処分場の埋立て終了後の維持管理費用の積立てを義務付けている維持管理積立金については、多くの未納が発生しているが、当該義務違反を放置すると、埋立て終了後に十分な維持管理が行われず、生活環境保全上の支障が生じるおそれが非常に高い。このため、維持管理積立金の積立義務を果たさない最終処分場について、一定の担保措置が必要である。	
費 用			
	遵守費用	既に法律に基づき最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立てが義務付けられており、適法に積み立てている者であれば本規定の創設により追加負担が生ずることはない。	
	行政費用	特になし。	
	その他の費用	特になし。	
便 益		維持管理積立金の確実な積立てを担保できる。また、積立義務を果たさない最終処分場については、許可の取消しを行うことが可能となり、将来の生活環境保全上の支障を未然に防止できるようになる。	

環境12

想定される代替案		
代替案①	廃棄物処理施設設置許可の要件として最終処分場維持管理積立金の積立てを行ったことを求める。	
	費 用	
	遵守費用	廃棄物最終処分の維持管理として負担しなければならない維持管理費用の総額は変わらないが、事業収益が上がる前に多額の積立金の確保が必要となるため、資力に十分な余剰のない最終処分場設置者にとって大きな負担となる。
	行政費用	特になし。
	その他の費用	特になし。
	便 益	上記と同様に維持管理積立金の確実な積立てを担保できるが、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは難しく、我が国の適正処理体制の維持のため将来にわたって安定的に確保されなければならない基幹設備でもある廃棄部最終処分場の適正な整備がかえって困難となるおそれがある。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
廃棄物最終処分場の維持管理積立金が未納の事例が近年相次いでおり、積立義務に対する担保措置を強化することが急務である。しかし、許可時にあらかじめ積立てることを義務付けると、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは事業者にとって困難であり、廃棄部最終処分場の適正な整備が困難となり我が国の適正処理体制の維持をかえって阻害するおそれがある。このため、積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「適切に管理を行う者がその最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を取り戻して管理費用に充てることを可能とするとともに、維持管理積立金を積み立てない者については許可を取り消す又は罰則を設け、維持管理費用の確保を確実にするべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
政策の名称		廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化	
担当部局・評価者		環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年2月16日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止する。	
内 容		再生利用認定制度、広域的処理認定制度及び無害化処理認定制度について、環境大臣の認定を受けた事業者に対し、環境大臣が報告徴収、立入検査等をできるとし、変更認定等の手続を整備する。	
	関連条項	第9条の8、第9条の9、第9条の10、第18条、第19条等	
必要性		現行法では、再生利用認定制度等について認定権者たる環境大臣が有する監督権限は、認定の取消しのみである。しかし近年、認定のないままに事業内容の変更、施設の改修等を行った事例が明らかになっている。 現行法では、認定権者たる環境大臣は、両制度に基づく適切な監督を行うのに必要な情報が入手できず、制度対象者に対する適切な指導監督ができないことから、結果として生活環境保全上の支障等が発生・拡大する可能性がある。そのため、環境大臣による監督権限の強化が必要である。	
費 用			
	遵守費用	現行法でも、都道府県知事による報告徴収・立入検査の対象となっており、また、そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。	
	行政費用	環境大臣が報告徴収及び立入検査を行う費用が発生するが、これまでも任意調査として行っており新たに多大な負担が生ずるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。	
	その他の費用	特になし。	
便 益		大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止することができる。	

環境13

想定される代替案		
代替案①	大臣認定の要件をさらに厳格化する。	
	費 用	
	遵守費用	認定申請に要する書類の増加、厳格化した基準の遵守等の事務負担が生ずる。
	行政費用	特になし。
	その他の費用	特になし。
	便 益	生活環境保全上の支障等が生じないことの確実性が増すが、入口基準を厳しくすることで認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがある。

政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）
近年、認定のないままに事業内容の変更、施設の改修等を行った事例が明らかになっており、環境大臣が認定対象者に対して適切な指導監督ができないことから、結果として生活環境保全上の支障等が発生・拡大する可能性がある。認定基準を厳格化した場合、認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがあるため、事後対応を厳格化することが適当である。そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。環境大臣は報告徴収及び立入検査を行う費用を負担することになるが、これまでも任意調査として行ってきたおり新たに多大な負担が生ずるものではない。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会意見具申（平成22年1月25日）において「広域認定業者、再生利用認定業者による不適正事例に対し、報告徴収から認定取消しを円滑に行い得るよう、環境大臣と都道府県等において一連の措置の連携を図っていく必要がある。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月25日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目 的	循環型社会形成推進基本法に基づき廃棄物の単なる処分を減少させ廃棄物の処分を伴う熱回収を促進する。
内 容	廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(熱回収施設)を設置している者は、一定の要件に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとし、定期検査義務の免除等の特例を受けることができる。
関連条項	第9条の2の4、第15条の3の3
必要性	現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は約28%に止まっている。この状況を改善するためには、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要がある。
費 用	
遵守費用	熱回収施設を設置している事業者が認定を受けようとする場合には認定申請を行う必要が生じ申請書を記載する費用が生ずるが、一律に認定を受けることを義務付けるものではなく認定を希望する者のみが申請を行うものであり、かつ、認定を受けることによって本来必要となる定期検査を受けなくてよいこととなるため、多大な負担は生じない。
行政費用	認定に係る審査に関する行政コストが発生するが、必要に応じて認定に係る手数料を設けることとするため過大な負担となるものではない。
その他の費用	特になし。
便 益	廃棄物を排出する事業者から熱回収施設を設置している事業者が見えやすくなることによって当該事業者への処理委託が進み、熱回収施設の設置が進み、熱回収が促進される。

環境14

想定される代替案

代替案①	国又は都道府県、関係団体において廃棄物の処分に伴い熱回収を行うことを普及啓発する。	
	費 用	
	遵守費用	特になし。
	行政費用	普及啓発事業を国又は都道府県が行う場合、事業に要する費用が発生する。
	その他の費用	特になし。
便 益		行われる熱回収の質を担保できず、また、熱回収を行っている者を把握することもできないため、効果は限定的。

政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は低く止まっている。熱回収を普及啓発するだけでは、普及啓発コストが発生するにもかかわらず熱回収の質が担保されず効果が限定的である。認定制度とする場合、審査に関する行政コストが発生するが申請者側に要する申請コストは過大なものではなく、かつ特例として定期検査を免除すること等により行政及び申請者の双方にとってのコスト低減につながる。このため、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要があるため、認定制度を創設することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申（平成22年1月25日）において「循環型社会の施策の優先順位を踏まえ再生利用が適当でない廃棄物については、単純に処分するのではなく、焼却処理される際に発電等の熱回収を行い、エネルギーを徹底的に回収することが求められる。このことは、低炭素社会との統合の観点からも求められるが、現時点では事業採算性をとることが難しく市場に委ねていても進まないと見込まれるため、熱回収を行う事業者に何らかのインセンティブを付与するなど、これを促進するための方策が必要である。また、熱回収に関する廃棄物処理施設全体についての目標値の設定についても今後検討すべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律		
政策の名称	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設		
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的	産業廃棄物の減量その他適正処理に関する多量排出事業者の自主的な取組をより促進する。		
内 容	事業活動に伴って多量(年間1,000トン以上)の産業廃棄物を排出する事業場を設置している多量排出事業者に既に義務付けられている産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務について、違反した者を過料の対象とすることとする。		
関連条項	第33条		
必要性	現行法では多量排出事業者の処理計画の作成・提出に担保措置がなく、本来なら多量排出事業者に該当する事業者であって処理計画の作成・提出をしていない者も少なからず存在する。 都道府県は、現行制度に基づいて提出された処理計画を公表するだけでなく、必要に応じて分析して事業者を提供し更なる取組に役立てているが、処理計画の作成及び提出並びに当該計画の実施状況に係る報告に担保措置がないことから、これらの取組の効果も限定的なものにとどまっている。 そのため、計画の提出を担保する何らかの措置が必要である。		
費 用			
遵守費用	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。		
行政費用	特になし。		
その他の費用	特になし。		
便 益	多量排出事業者の処理計画提出手続を過料により担保することにより、公表による透明化や適切な評価の実施等により排出事業者の自主的な取組をより促進することができるようになる。		

環境15

想定される代替案		
代替案①	産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることとする。	
	費 用	
	遵守費用	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。
	行政費用	特になし。
	その他の費用	特になし。
	便 益	多量排出事業者処理計画の提出をより確実に担保できるが、多量排出事業者処理計画の提出等に違反すること自体は直ちに不適正処理やそれに起因する生活環境保全上の支障を招くものではないところ、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
現行法では多量排出事業者の処理計画の作成・提出に担保措置がなく、本来なら多量排出事業者に該当する事業者であって処理計画の作成・提出をしていない者も少なからず存在するため、計画の提出を担保する何らかの措置が必要である。産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出等の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることは、より確実な提出等の担保となるが、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。このため、計画提出等に違反した事業者に対し、過料を用意することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「本制度(多量排出事業者処理計画制度)の円滑な実施を確保するため、多量排出事業者処理計画を提出しない事業者に対する担保措置を設け、実効性を確保することが必要である。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書

法令の名称		環境影響評価法の一部を改正する法律	
政策の名称		法的関与要件に交付金事業を追加	
担当部局・評価者		環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		法が対象とする事業の条件である許認可等による国の関与(以下「法的関与要件」という。)には、補助金の交付を受けて行う事業が含まれているものの、交付金の交付を受けて行う事業は対象事業に含まれていない。補助金が交付金化されつつある中、事業の本質は同一であるにもかかわらず、交付金事業は法の対象事業とならず、環境影響評価が適切に行われない可能性があるため、これに対応するべく、法的関与要件に交付金の交付を受けて行う事業を追加する。	
内 容		法が対象とする事業の条件である許認可等による国の関与には、交付金の交付を受けて行う事業が含まれていないため、これを追加する。	
	関連条項	第2条第2項第2号ロ	
必要性		現行法においては、補助金の交付を受けて行う事業は対象事業になっているものの、交付金の交付を受けて行う事業は対象事業に含まれていない。補助金が交付金化されつつある中、事業の本質は同一であるにもかかわらず、法の対象事業とならずに環境影響評価が適切に行われない可能性があるため、これに対応する必要がある。	
費 用			
	遵守費用	環境影響評価法に定める法対象事業の要件に合致する場合、事業者が環境影響評価手続を実施することとなる。しかし、仮に本改正が行われない場合にあっては、各地方公共団体の条例による環境影響評価手続の対象となることが見込まれることから、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	
	行政費用	環境大臣、交付決定権者及び地方公共団体による環境の保全の見地からの意見提出及び交付金の交付の決定に際する交付決定権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	
	その他の費用	特になし	
便 益		交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。	

環境16

想定される代替案		
代替案①	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
	費 用	
	遵守費用	事業者が自主的に環境影響評価手続を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。
	行政費用	新たに発生する費用はない
	その他の費用	特になし
	便 益	事業者が自主的に環境影響評価手続を行った場合は、当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。
代替案②		
	費 用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
本改正事項により、事業者による環境影響評価手続の義務が生じるものの、特筆すべき追加的な負担を生じさせることなく、交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。 代替案においては、現行法においても自主的な取組は可能であるが、自主的に環境影響評価手続を行わなかった場合、環境の保全の観点からは重大な損失を被る可能性が大きく、仮に重大な損失が生じた後の回復措置等に要する費用は計り知れないほど大きくなり得る。法による義務化を通して、法の対象とする規模の事業については一律手続を課すことで、事業に係る環境の保全の観点からの適正な配慮がなされるよう確保することが可能となるため、本改正事項の方が便益が大きいといえる。		
有識者の見解その他の関連事項		
中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「今後交付金化の動きが拡大する可能性もあることを考慮し、補助金と交付金の違い等も考慮しつつ、交付金の交付対象事業についても法対象とできるよう対応が必要である。」と明記されている。		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備 考		

規制に係る事前評価書

法令の名称		環境影響評価法の一部を改正する法律	
政策の名称		方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設	
担当部局・評価者		環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		SEAは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること、事業の実施段階での環境影響評価の限界を補うこと、第三者による検討の機会を設けること、事業者にとっても早期段階からの調査・予測・評価を行うことにより重大な環境影響の回避・低減が効果的に図られその後の環境影響評価の充実及び効率化が期待できること、等の利点があり、事業の早期段階における環境配慮を確保するために極めて効果的であることから、事業を実施すべき区域について検討する段階で、これらの事項に係る環境影響評価を実施する手続(以下「計画段階配慮事項についての検討その他の手続」という。)を創設する。	
内 容		第一種事業について、方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設	
	関連条項	第3条の2～第3条の9	
必要性		SEAは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること、事業の実施段階での環境影響評価の限界を補うこと、第三者による検討の機会を設けること、事業者にとっても早期段階からの調査・予測・評価を行うことにより重大な環境影響の回避・低減が効果的に図られその後の環境影響評価の充実及び効率化が期待できること、等の利点があり、環境保全上極めて有効であることから、事業の早期段階における環境配慮に係る手続を創設する必要がある。	
費 用			
	遵守費用	事業者は計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う必要があるが、当該検討は既存文献をベースとすることを想定しており、過度な負担とはならない。また、計画段階配慮事項についての検討結果を、その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながる。	
	行政費用	環境大臣及び主務大臣が、計画段階配慮事項の検討結果について、環境の保全の観点から必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	
	その他の費用	特になし	
便 益		事業の早期段階において環境配慮がなされることで、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。	

想定される代替案		
代替案①	計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、第二種事業についても課すことが考えられる。	
	費用	
	遵守費用	環境影響評価の実施が義務付けられている事業ではなく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するという位置付けの事業である第二種事業についても義務付けることで、第二種事業が必ず計画段階配慮事項についての検討を行うことに係る費用が生じる。将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課すことになり、過大な費用をかけることとなり得る。
	行政費用	新たに発生する費用はない
	その他の費用	特になし
	便 益	第二種事業についても計画段階配慮事項についての検討を行うことにより、より幅広い事業について環境の保全の配慮がなされることが期待される。
代替案②	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
	費用	
	遵守費用	事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。
	行政費用	新たに発生する費用はない
	その他の費用	特になし
	便 益	事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行った場合は、当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
第一種事業について、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことで、 ・事業の早期段階において環境配慮がなされることとなり、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保できる ・事業の円滑な実施にも資することが期待される ・その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながる考えられ、既存文献をベースとする本検討は事業者にとって過度な負担とはならず、また、本検討結果を、その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することとなり、便益が上回ることとなる。 代替案①については、環境影響評価の実施が義務付けられている事業ではなく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するという位置付けの事業である第二種事業についても計画段階配慮事項についての検討を義務付けることになるが、将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課す可能性があり、法に定める規定としては過剰になるおそれがある。 また代替案②については、現行法においても自主的な取組は可能であり、ガイドライン等を作成していたところであるが、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされないと考えられ、環境の保全の効果に関する観点から、本改正事項の方が望ましい。		
有識者の見解その他の関連事項		
中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「SEAは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること、事業の実施段階での環境影響評価の限界を補うこと、第三者による検討の機会を設けること、事業者にとっても早期段階からの調査・予測・評価を行うことにより重大な環境影響の回避・低減が効果的に図られその後の環境影響評価の充実及び効率化が期待できること、等の利点があることから有効な手法である。国のガイドラインに基づく取組や地方公共団体における条例・要綱に基づく取組がこれまで積み重ねられてきたことや、諸外国においても制度化が進んでいるといった法施行後の状況が進展してきたことも踏まえ、我が国においても法において制度化すべきである。」と明記されている。 また、生物多様性基本法第25条において、事業計画の立案の段階等での環境影響評価の推進が規定されている。		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備 考		

規制に係る事前評価書

法令の名称		環境影響評価法の一部を改正する法律	
政策の名称		環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け	
担当部局・評価者		環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		事業者が作成する図書(現行法においては、方法書、準備書及び評価書。以下これらを「環境影響評価図書」という。)の縦覧場所が事業者の事務所あるいは関係都道府県の庁舎等に限られており、方法書及び準備書を確認するためには、実際に当該縦覧場所に行く必要がある。このため、事業の実施区域の近傍に居住していない者にとって、環境影響評価図書の縦覧が事実上困難となっており、これに対応すべく、環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付ける。	
内 容		環境影響評価手続中、環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付ける。	
	関連条項	第7条、第16条、第27条	
必要性		環境影響評価図書の縦覧場所が事業者の事務所あるいは関係都道府県の庁舎等に限られており、方法書及び準備書を確認するためには、実際に当該縦覧場所に行く必要がある。このため、事業の実施区域の近傍に居住していない者にとって、環境影響評価図書の縦覧が事実上困難となっている。	
費 用			
	遵守費用	事業者における電子縦覧に係る事務が生じる。なお、インターネットによる公表に伴い必要となる実務及び予算に関しては、これまで実際に、電子縦覧を実施した実績のある事業者(条例対象案件含む。)23事業者にアンケート調査を行ったところ、約8割が1日以内に作業を終了し、約7割が追加的な予算は不要との回答を得ており、電子縦覧を実施することによる追加的な費用負担は事実上ほぼ発生しないものと考えられる。また、事業者が電子縦覧を行う際に、環境省がHP上のスペースを提供すること等の支援措置を行うことを検討している。	
	行政費用	環境省がHP上のスペースを提供すること等の支援措置にかかる費用が想定されるが、特筆すべき追加的な予算措置を要することなく対応できる見込み。	
	その他の費用	特になし	
便 益		居住地域に限定されることなく、環境影響評価図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。	

想定される代替案		
代替案①	環境影響評価図書を全国の都道府県に配布することが考えられる。	
	費 用	
	遵守費用	事業者は、作成した環境影響評価図書を、必要部数を印刷の上、全国の都道府県に配布する費用がかかることになる。
	行政費用	都道府県は、環境影響評価図書を閲覧するスペースを確保しなければならない。
	その他の費用	特になし
	便 益	所属する都道府県庁に行きさえすれば、環境影響評価図書を閲覧することができる。
代替案②	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
	費 用	
	遵守費用	事業者における電子縦覧に係る事務に係る費用が生じる。
	行政費用	新たに発生する費用はない
	その他の費用	特になし
	便 益	事業者が自主的に環境影響評価図書をインターネットで公表した場合は、居住地域に限定されることなく、環境影響評価図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）		
事業者にとって追加的な費用負担は事実上ほぼ発生させることなく、居住地域に限定されずに環境影響評価図書へのアクセスの利便性を向上させ、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。		
代替案①については、膨大な量に上る環境影響評価図書を必要部数印刷する事務、発送する事務に加え、都道府県庁まで行く必要があり、事業者、一般双方にとって負担が大きい。 代替案②については、平成20年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した119件のうち、自主的にインターネットによる公表を行った事業者は3件にとどまっており、法施行後の運用状況から見て、自主的取組みでは十分な措置がなされない。事業者負担についてはほぼ同等であると考えられるものの、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、環境影響評価図書をインターネットにより公表することを義務付ける方が便益が大きいと考えられる。		
有識者の見解その他の関連事項		
中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「環境影響評価図書の電子縦覧の手続電子化を義務付けるべきである。」と明記されている。 また、諸外国において環境影響評価図書の電子縦覧は、法令上又は運用によって大半のケースにおいて実施されている。		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備 考		

規制に係る事前評価書

法令の名称		環境影響評価法の一部を改正する法律	
政策の名称		方法書段階における説明会の義務付け	
担当部局・評価者		環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にあり、これに対応するべく、方法書段階において説明会の開催を義務付ける。	
内 容		方法書段階において説明会の開催を義務付ける。	
	関連条項	第7条の2	
必要性		法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にある。 ＜参考＞ 法施行後の運用上の実態として、平成20年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続が完了した119件のうち、手続の当初から法に基づく手続が行われた74件については、方法書のページ数が最大で500ページ超、平均して170ページと大部にわたっている。方法書のページ数は増加傾向にあり、法施行直後の平成11年に手続を開始した事業の方法書は平均約125ページであるが、平成16年に手続を開始した事業の方法書は平均約260ページに達している。 また、方法書中、環境や土木等に関する専門用語が多用されており、閲覧しても理解が困難なものとなっている。	
費 用			
	遵守費用	事業者による説明会の開催に伴う費用が生じる。	
	行政費用	事業者が説明会を開催するに当たって、会場等の相談を受ける等の事務の発生が考えられる。	
	その他の費用	特になし	
便 益		説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることが期待される。	

環境19

想定される代替案		
代替案①	自主的に方法書段階における説明会を開催することが考えられる。	
	費 用	
	遵守費用	事業者による説明会の開催に伴う費用が生じる。
	行政費用	事業者が説明会を開催するに当たって、会場等の相談を受ける等の事務の発生が考えられる。
	その他の費用	特になし
	便 益	事業者が説明会を自主的に行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることが期待される。
代替案②		
	費 用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にあり、説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることが期待される。 代替案については、事業者が方法書段階での説明会を開催した事例(環境省がホームページ等により確認できたもの)は、前述の74件のうち2件のみであり、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされないと考えられる。事業者負担についてはほぼ同等であると考えられるものの、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、方法書段階における説明会を義務付けることが望ましい。		
有識者の見解その他の関連事項		
中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「方法書の目的についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させるために、方法書段階での説明会を法において制度化するべきである。」と明記されている。		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備 考		

規制に係る事前評価書

法令の名称		環境影響評価法の一部を改正する法律	
政策の名称		評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け	
担当部局・評価者		環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp	
評価実施時期		平成22年3月1日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益			
目 的		事業者が評価書に記載した環境保全措置等について、現行法においては、事業着手後に当該措置が適切に行われているか、許認可等権者や公衆が確認する方法がない。 環境影響評価手続に関与した関係行政機関（許認可等権者・環境大臣）や、環境の保全の見地からの意見を有する一般の者は、事業着手後の状況について強い関心を持つものであり、また、環境保全措置のうち生態系といった重要度の高い環境要素に係る措置については、技術的にも高度な内容を有していることから、その実施を事業者の内部に完結させるのではなく、措置の内容や実施状況を事業者の外部の者に対して明らかにするとともに、環境保全に関する知見を有する環境大臣や、個別の事業の特性に通じている許認可等権者が助言することにより、措置内容の充実が期待できる。 よって、これを公表するとともに、必要に応じて指導等を行い、適切な環境保全措置の確保のための措置を講ずるため、評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における履行状況について報告書を作成し、許認可等権者へ提出し、公表する手続を創設する。	
内 容		評価書に記載した環境保全措置等のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについて、事業着手後における履行状況について報告書を作成し、許認可等権者へ提出し、公表する手続を創設。	
関連条項		第38条の2～第38条の4	
必要性		事業者が評価書に記載した環境保全措置等について、現行法においては、事業着手後に当該措置が適切に行われているか、許認可等権者や公衆が確認する方法がない。 環境影響評価手続に関与した関係行政機関（許認可等権者・環境大臣）や、環境の保全の見地からの意見を有する一般の者は、事業着手後の状況について強い関心を持つものであり、また、環境保全措置のうち生態系といった重要度の高い環境要素に係る措置については、技術的にも高度な内容を有していることから、その実施を事業者の内部に完結させるのではなく、措置の内容や実施状況を事業者の外部の者に対して明らかにするとともに、環境保全に関する知見を有する環境大臣や、個別の事業の特性に通じている許認可等権者が助言することにより、措置内容の充実が期待できる。 よって、これを公表するとともに、必要に応じて指導等を行い、適切な環境保全措置の確保のための措置を講ずる必要がある。	
費 用			
遵守費用		事業者における環境保全措置のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生することになるが、基本的には、現行法においてもその実施が義務付けられ、実際に実施されている措置についての報告書であることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。	
行政費用		環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	
その他の費用		特になし	
便 益		事業着手後における環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。	

想定される代替案		
代替案①	事業着手後、あらゆる環境保全措置について報告書の作成を義務付けることが考えられる。	
	費 用	
	遵守費用	あらゆる環境保全措置の実施状況については、法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれている可能性が高く、必要以上に多くの負担を課すことになり得る。
	行政費用	環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。
	その他の費用	特になし
	便 益	事業着手後における環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。
代替案②	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
	費 用	
	遵守費用	事業者における環境保全措置のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生することになるが、基本的には、現行法においてもその実施が義務付けられ、実際に実施されている措置についての報告書であることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。
	行政費用	新たに発生する費用はない
	その他の費用	特になし
	便 益	事業者が環境保全措置等を行う場合、事業着手後における環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の保全の観点から、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであるが、事業者並びに地方公共団体に対するアンケートや環境省の調査結果によれば、事業着手後の環境に係る状況の公表は一部にとどまっている。事業着手後においても、当該事業に係る環境の保全の状況について、評価書記載事項のとおり履行され、適正な配慮がなされているかを確認するべく、報告書の作成を求めることが望ましいが、その内容は、事業者の負担も考慮し、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについてのみとすることが適当と考えられる。 代替案①については、事業者が自主的に実施している環境保全措置の中には、実施状況について法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれており、事業者の負担感が大きいことから、適当ではないと考えられる。 代替案②については、法に基づく環境影響評価手続終了後の段階における環境保全措置及び事後調査の結果の公表状況に関して、事業者へのアンケート調査(回答数56件)及び環境省の独自調査(インターネットによる調査)を実施した結果、事後調査の対象項目があった事業32件のうち、事後調査の結果の公表が確認された事業は8件(約3割)と限られており、自主的取り組みでは十分な公表等の措置がなされていない。環境保全措置等の報告等について義務付けることで確実に環境保全措置の実施を確保することが可能となるため、本改正事項の便益が大きいと考えられる。		
有識者の見解その他の関連事項		
中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の保全の観点から、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものである。これに加えて、住民等からの信頼性確保、透明性及び客観性の確保、予測・評価技術の向上の観点からも、その結果の報告及び公表は有効であり、事後調査には積極的な意義が認められる。」と明記されている。		
レビューを行う時期又は条件		
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。		
備 考		